

補助金施設の転用緩和へ

「国の補助金を使って整備した公民館や学校施設を産業支援施設などに転用できないか」。こうした地方自治体の政策願望を阻んできた補助金等適正化法の運用が今夏にも弾力化され、補助金施設の大幅な転用緩和が実現する見通しになった。要望を吸い上げ、各省庁に実現を働きかけた内閣府規制改革会議委員の米田雅子(慶応義塾大学理工学部教授)に話を聞いた。

(根本英幸)

「補助金の使い方を定めた補助金等適正化法のどこに問題があったのですか。」

「地方自治体が補助金施設を弾力的に運用できない点だ。地方では市町村合併や少子高齢化に伴い、公民館や学校施設が余り気味。こうした施設を特産品の加工・販売施設として活用したい、学校給食センターを高齢者

向けに転用したい、スクールバスを地域のコミュニティバスとしても運

年)が過ぎるか、各省の大臣の承認を得るか、または補助金を全額返還し

「完成後10年たてば補助目的を達成したものとみなし、国に報告するだけで自治体が自由に転用

「実現までのハードルは高かったですか。」

「例えば08年度から農水・総務・文科の3省共同による『子ども農山漁村交流プロジェクト』が始まる。延べ120万人の児童が1週間、農山漁家に民泊する大がかりな事業で、旅館業法や食品衛生法、消防法などの規制を緩和する必要がある。また過疎地でも病院を成立させたり、木質バイオマス燃料を効率的に生産できる規制緩和などを進めていきたい」

有効活用 ニーズ拡大 完成後10年区切りに

は強まっている」

「ところが同法では、当初決められた用途以外に使用の際は施設の耐用年数(建物の多くは50

慶応義塾大学理工学部教授

米田 雅子氏 に聞く



78 水産女子大学 水産学部長、新日本製鉄入社。90年建築技術の調査研究会設立。98年建築技術支援協会設立・常務理事、06年東京工業大特任教授、07年1月内閣府規制改革会議委員、同年4月慶応義塾大学理工学部教授。山口県出身、52歳。

「例えば08年度から農水・総務・文科の3省共同による『子ども農山漁村交流プロジェクト』が始まる。延べ120万人の児童が1週間、農山漁家に民泊する大がかりな事業で、旅館業法や食品衛生法、消防法などの規制を緩和する必要がある。また過疎地でも病院を成立させたり、木質バイオマス燃料を効率的に生産できる規制緩和などを進めていきたい」